

〔論 文〕

# 現代ロシアにおける宗教法制の「転換期」

——1997年宗教法改正をめぐる議論に着目して——

柴 田 正 義

## 要 旨

1997年制定の宗教法は、ソ連崩壊直後の自由主義的な色彩の濃い宗教法制と現在の少数派宗教団体に対する抑圧的な宗教法制の「転換点」とみなされる。しかし、現代ロシアにおける宗教法制はグラデーショナル的な変化を経ており、同法の制定時を転換点とみなすのは早計である。同法改正をめぐる法案は相当数に上り、賛成派および反対派の議論にも一定の蓄積が認められる。本稿では、これらの法案の内容および法改正をめぐる議論に着目し、現代ロシアにおける宗教法制の転換点ないし転換期を明らかにする。

キーワード：現代ロシア、宗教法、宗教団体、信教の自由、世俗国家

## I. はじめに

ロシアにおける宗教法制は、これまで大きな変化を経験してきた。ロシア正教会が統治システムに組み込まれていた帝政時代、多くの宗教団体が熾烈な迫害の下に晒されたソ連時代、「宗教復興」を迎えた新生ロシア時代に大別することができる<sup>1)</sup>。当然、宗教政策は時勢に応じて変化する<sup>2)</sup>。例えば、第二次大戦期においては当局がロシア正教会に歩み寄りを見せた。一国の宗教法制を包括的に評価するには限界があり、分析および評価に際しては、宗教法制の変化をミクロに追う必要がある。

現代ロシアの宗教法制について検討する際も同様である。ソ連時代の抑圧政策から一転してあらゆる宗教団体に門戸を開いたソ連崩壊直後の宗教政策と、プーチン大統領による正教を歴史・文化の中心に据えた政治的発言や少数派宗教団体に対する抑圧的状况といった現状を比較する際に、しばしば宗教法制の転換点として挙げられるのが、1997年9月26日制定の宗教法（以下、「97年法」という。）である<sup>3)</sup>。97年法は、国内の少数派宗教団体の抑圧とロシア正教会優位の社会の創設に一役買った法とみなされるが、実際にはそう単純ではない。WallanceおよびMarshによる以下の指摘は正鵠を射るものである。「97年法は、最終的かつ長期的な法規としてではなく、現に存在する状況に対する反応として理解すべきである。…短期的な立法行為のもとで作られ、確立された法規範がなく様々な矛盾する方向へと揺れ動きながら、自身の道を模索するプロセスの一部である。今後10年間に於いて97年法がどのように発展し、解釈され適用されていくのかは、新たな政治的、社会的、宗教的秩序を構築しようとするロシアの努力にかかっている<sup>4)</sup>。」この「未完の法律」を評価するには、法改正をめぐる議論を検討せねばならない。宗教法制の転換点は、97年法制定時点ではなくその変遷の中に求めるべきである。転換は「点」ではなく「期」でありうることも念頭におく必要がある。

本稿では、現代ロシアにおける宗教法制の転換点ないし転換期を探る。97年法は、2024年3月31日（脱

稿時) 現在, 34度の改正を経ており, 否決または撤回された法案も枚挙に遑がない。これらの法案を素材としつつ, 以下では, 97年法および改正後の特徴を概観した上で(Ⅱ), 法改正をめぐる議論状況を整理し(Ⅲ), 若干の検討を行う(Ⅳ)。

## Ⅱ. 97年法改正の諸相

### 1. 立法過程

ロシア連邦憲法によれば, ロシアにおける立法は, 国会会議, 連邦会議および連邦大統領の3つの機関を経由する(憲法105条, 107条。なお, 本節における括弧内の数字はいずれも憲法の条項を指す)。国会会議と連邦会議の総称を連邦議会という。以下では, 法案の発議, 国会会議による審理, 連邦会議による審理, 大統領による署名の四段階に分けて概説する。

#### (1) 法案の発議

法案発議権は, 原則として連邦大統領, 連邦会議, 連邦会議議員, 国会会議議員, 連邦政府, 連邦構成主体の立法機関に属する(104条1項)。法案は, 国会会議に提出される(同2項)。

#### (2) 国会会議による審理

国会会議に提出された法案は, 提案説明書(пояснительная записка), 関連法令のリストその他の関連書類とともに国会会議の文書管理システム(САДД ГД)に登録され, 国会会議議長に送付される。

法案は事前審査会において審理され, 専門委員会は国会会議評議会への法案提出を決定する。国会会議評議会は法案を審理し, 担当委員会を指名し, 法案に評価, 追加の提案, コメントを付す。

第一読会において, 担当委員会は国会会議評議会への法案提出を決定する。その際, 担当委員会の意見書, 法務局の意見書その他関連書類を添付する。提出された法案は, 国会会議評議会により確認されたのちに国会会議による審理に付される。

第一読会を通過した法案は, 第二読会において再度審理されるが, その際に, 国会会議評議会には修正法案とともに, 修正表が送付される。担当委員会により提出された修正法案は国会会議評議会により確認されたのちに再度国会会議による審理に付される。

第二読会を通過した法案は, 第三読会において再度審理される。第三読会を通過し国会会議で採択された法案は, 5日以内に連邦会議に送付される(105条3項)。法案の採択には, 国会会議議員の総数の過半数の賛成票を要する(105条2項)。

#### (3) 連邦会議による審理

法案が国会会議を通過すると, 連邦会議による審理に付される。法案は, 担当委員会および共同執行委員会に送付され, 担当委員会はこれを審理する。その後, 連邦会議は法案を審理する。連邦会議議員の総数の過半数が法案に賛成するか, 14日以内に当該法案が連邦会議により審理されない場合に, 連邦会議は法案を承認したものとみなされる(105条4項)。連邦会議により法案が否決された場合, 協議委員会を設置することができ, その後法案は国会会議による再審理に付される(同)。国会会議が連邦会議の議決に同意しない場合, 当該法案は国会会議議員の総数の3分の2以上が賛成することにより採択したものとみなされる(105条5項)。

#### (4) 大統領による署名および公布

国家会議により採択され連邦会議により承認された法案は、5日以内にロシア連邦大統領に送付される(107条1項)。大統領は、14日以内に法案に署名しこれを公布する(同2項)。大統領が署名を拒否した場合、国家会議および連邦会議は法案を再審理する。両議員の総数の3分の2により承認された場合、当該法案は大統領により7日以内に署名され公布される(同3項)。

## 2. 97年法の概要

97年法は、上記の経路を経て1997年9月26日に大統領により署名され、同10月1日に公布された。97年法の制定当時の概要は以下のとおりである。本節における括弧内の数字はいずれも97年法の条項を指す。

97年法は、前文において「ロシアの歴史、その精神および文化の確立および発展における正教の特別の役割を認め、…キリスト教、イスラーム、仏教、ユダヤ教その他宗教を尊重し、…」と宣言し、ロシア正教会を頂点とする宗教ヒエラルキーを作り出した。

第1章・総則は、良心の自由および信教の自由(3条)、国家と宗教団体(4条)、宗教教育(5条)について規定する。個人でまたは他の者と共同で任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰しない権利、宗教その他の信条を自由に選択し、保持し、変更し、広める権利、およびこれらに従い行動する権利を含む良心の自由および信教の自由は保障されるが(3条1項)、憲法体制の諸原則、道徳、健康、人および市民の権利および法益を保護し、国防および国の安全を確保するために必要な範囲において連邦法律により制限されうる(3条2項)。その他、宗教による差別の禁止(3条3項)、両親または保護者の同意なく未成年者に宗教教育をすることの禁止(3条5項)などが定められている。国家と宗教団体に関する条項においては、世俗国家原則および宗教団体の平等を宣言した上で(4条1項)、国家による宗教教育または合法的な宗教団体への干渉の禁止(4条2項)などが定められている。

第2章・宗教団体は、宗教団体(6条)、宗教集団(7条)、宗教法人(8条)、宗教法人の設立(9条)、宗教法人規則(10条)、宗教法人の国家登録(11条)、宗教法人の国家登録の拒否(12条)、外国の宗教法人の代表事務所(13条)、法令に違反した場合の宗教法人の解散および宗教団体の活動禁止(14条)について規定する。宗教団体は、宗教集団または宗教法人の形態で設立することができる(6条2項)。宗教集団とは、国家登録なしに法人としての権利能力を得ずして活動する市民の自発的の団体を指す(7条1項)。宗教法人とは、ロシア連邦市民その他ロシア連邦領内に恒常的かつ合法的に居住する他の者により構成される自発的な団体であり、信仰を共同で告白し広めることを目的とし、法律に基づき法人として登録された団体を指す(8条1項)。宗教法人は、活動領域により中央法人と地方法人に分かれる(8条2項)。中央宗教法人は、法人規則に基づき3以上の地方宗教法人から構成される宗教法人を指す(8条4項)。宗教法人を設立する際、申請書には、地方自治機関により発行された15年以上その地域に存在することを証明する文書、または中央宗教法人により発行された右宗教法人の加入者であることを証明する文書を添付する(11条5項、以下、「15年ルール」という)。宗教法人の国家登録は、目的および活動が法令に違反する場合や提出書類が要件を満たしていない場合などに拒否される(12条1項)。宗教法人は、憲法体制の諸原則を暴力的に変更しロシア連邦の統一性を侵害することを目的とする活動を行った場合、社会的人種的宗教的不和を煽動した場合などに、裁判所の決定により解散が命じられる(14条1項、2項)。

第3章・宗教法人の諸権利および活動条件は、宗教法人の内部規程(15条)、宗教儀式および式典(16条)、宗教文献および宗教的意義を有する物品(17条)、宗教法人の慈善および文化啓蒙活動(18条)、専門的宗教教育機関(19条)、国際関係および交流(20条)、宗教法人の所有権(21条)、国家、市民および市民団体が所有する財産の使用(22条)、宗教法人による事業活動(23条)、宗教法人における労使関係(24

条)について規定する。宗教法人には、列挙された事項について広範な権利が認められている。

第4章・良心の自由、信教の自由および宗教団体に関する法令の実施に対する監督および管理は、監督および管理の実施(25条)、良心の自由、信教の自由および宗教団体に関する法令違反に対する責任(26条)、雑則(27条)について規定する。法令の実施状況に対する監督および管理はロシア連邦検察機関がこれを行い(25条1項)、宗教法人の活動目的および手続に関する法人規則の遵守状況に関する監督は、宗教法人を登録した機関がこれを行う(25条2項)。15年ルールの要件を満たすことのできない宗教団体は、15年の期間が満了するまで毎年再登録することを条件に、法人としての権利を享受する(27条3項)。

97年法はすでに34度改正され、多くの箇所が改正対象となっている。制定当初と現行法の規定を比較し、特に目立つ点を以下に列挙する。

第一に、宗教集団の指導者および会員になることができない者に関する規定が追加され(7条1項の1)、それに伴い宗教集団の活動に関する規定が改正された(7条2項)。

第二に、宗教法人の内部規程や名称等、機構に関する規定が改正され(8条1項、4項、8項、8項の1、9項)、宗教法人を設立できない者のリスト等が追加された(9条3項、4項)。宗教法人の国家登録に関する規定については、15年ルールが撤廃される(11条5項)、申請書が要件を満たさない時に登録機関による質問制度を設ける(11条7項)等の改正が行われた。

第三に、宗教法人の解散および宗教団体の活動禁止について、禁止事項に係る規定は「過激主義活動の实行」に改められた(14条2項)。さらに、宗教法人の解散手続が具体化された(14条4項)。

第四に、宗教儀式および式典を実施する場所に関する規定が具体化された(16条2項)。

第五に、慈善および文化啓蒙活動が、宗教法人の内部規程に基づいて実施されることが明記された(18条4項)。

第六に、宗教法人が所有する財産の処分に関する条項が追加された(21条の1)。

第七に、宗教法人における労使関係に関連して、聖職者の選出条件等に関する条項が追加された(24条5項)。

第八に、3章の1「布教活動」が新設され、布教活動の定義および布教活動が可能な場所が明記された(24条の1)。布教活動の実施手続が定められ、特に外国人による布教活動や禁止される布教活動の内容について詳細に規定された(24条の2)。

第九に、監督および管理の手続に関連して、質問や監査等に関する条項が追加された(25条2項から6項)。

上記の法改正へと至る過程は、長年議論されてきたものや目立つ議論もなく採択されるものなど事項により様々である。次節では、法改正の過程を包括的に紹介する。

### 3. 97年法改正法案の諸相

97年法の改正を主たる論点とする法案は、否決または撤回された法案や2024年3月31日現在審議中の法案を含めて39件ある<sup>5)</sup>。このうち、実際に公布された法案は12件である。従って、34件の法改正のうち22件は、複数の法改正のパッケージの一部である。なお、97年法改正が法改正パッケージの主たる論点でないことは、その重要度に影響を及ぼすものではない。

改正法案に関する議論は、わずかな例外を除き全て第一読会において行われている。第二読会において、修正案および法案の採否が決定され、第三読会において最終投票がなされる。否決される場合は、第一読会における採決時に過半数の票を獲得することができないか<sup>6)</sup>、事前審査会において提案者が撤回するかのいずれかである。法案が成立するまでの期間には差があり、法案提出日と採決の日時が前後す



ることがあるが、これは担当委員会、共同執行委員会および法務局が意見書を作成する時間が影響している。改正条項が多いまたは関連法令が多い法案は準備時間が長期化する。このため、法案発議から公布に至るスピードのみから議論の質を判断することはできない。

97年法の改正をめくりどのような議論がなされてきたのだろうか。以下で主な特徴を概観する。

第一に、第一次改正(2000年3月26日)から第十三次改正(2013年7月2日)までの法改正は軽微なものが目立つ。第十一次改正および第十二次改正以外は、法改正パッケージの一部である。ただし、過激主義活動対策法の制定(2002年7月25日)に伴い採択された第三次改正(2002年7月25日)は、憲法体制の暴力的変更や憎悪の煽動といった解散事由を「過激主義活動の実行」とし、宗教法人の解散および宗教団体の活動禁止に関する手続および要件を過激主義活動対策法に委任した点で大きな意味を持つ。第三次改正以降、宗教団体の活動状況は過激主義のレンズを通して監督・管理されるようになる。この期間には、97年法改正を主たる論点とする法案が19件審理され、17件が事前審査会または第一読会において否決または撤回された。

第二に、上記の期間において否決または撤回された法案にも重要な論点が含まれる。例えば、2000年代初頭に審理された法案には、少数派宗教団体による布教活動を制限する規定が多く含まれる(2001年6月19日に国会会議文書管理システムに登録された法案(以下、「年・月・日法案」と表記する。この場合、「2001年6月19日法案」となる。)、2002年5月14日法案、2000年6月5日法案、2001年7月16日法案、2001年7月5日法案、2002年4月11日法案、2003年4月30日法案)。これらの法案には、戸別訪問による布教の制限や「布教活動」の定義に関する条項など、のちの法改正に反映される要素が散見されるが、この時点では憲法28条が保障する良心の自由および信教の自由を理由に退けられた。

第三に、2006年頃より、少数派宗教団体や外国人宣教師の追放事例が急増したが<sup>7)</sup>、同時期に「市民の宗教的感情」の保護や布教活動を間接的に制限する法案が検討されるようになる。2006年2月17日法案は、市民の宗教的感情を侮辱するような表現行為を厳格に禁止するものである。同年に司法省主導で検討された法案によれば、布教の際には宗教法人が発行した「布教委任状」が必要であり、宗教団体の敷地から100メートル以内の場所における他宗派による布教活動が禁止される<sup>8)</sup>。

第四に、2010年代前半の法案においては、宗教法人の設立者になれない者のリストの追加(第十二次改正(2013年7月2日))、宗教的儀式および式典を実施する場所に関する規定の追加(第十三次改正(同日)および第十四次改正(2014年10月22日))など、宗教法人の活動を内部から統制する動きが見られる。第十八次改正(2015年7月13日)では、良心の自由および信教の自由に関する条項(3条1項)に、宗教教育を行う権利や教義を広める権利が追加された。これは、保障範囲の拡大ではなく、法律が規定すること以外は許されないことを意味する。こうした動きは、地方宗教法人を設立する際の会員数の下限引き上げ(2012年5月22日法案)、信者以外への宗教文献の配布規制(2011年3月4日法案)など、否決または撤回された法案においても確認することができる。

第五に、2010年代後半の法改正により、宗教団体の活動は大きく制限された。第十九次改正(2015年11月28日)では宗教団体に対する監督が強化された。第二十一次改正(2016年7月6日)ではインターネット規制に関する法改正パッケージの一部として第3章の1「布教活動」が追加され、24条の1では布教活動の定義が、24条の2では布教活動の実施手続が詳細に規定された。これは、法律が規定する形態以外の布教活動は許されないことを意味する。2017年4月には連邦最高裁によりロシア全土のエホバの証人に対して解散および活動禁止命令が下されるなど、その影響は法適用実務においても見られる。

第六に、2018年から2024年3月31日現在にかけては、第二十一次改正に匹敵する規模の法改正は行われていない。第三十四次改正(2023年11月2日)では、中央宗教法人、その加入団体、当該法人または団体が権限を付与した自然人または法人が、宗教儀式および式典を行うための寄付を募る排他的権限を

認める条項が追加された(16条6項)。宗教法人の設立要件や監督が厳格化し布教活動が制約されている中でのこうした改正は、ロシア正教会による宗教活動をより強化する新たな傾向と見ることができる。

以上、97年法改正の変遷に関する全体像を概観した。次章では、それぞれの特徴に関連する具体的な議論状況を年代別に示す。

### Ⅲ. 97年法改正をめぐる議論状況

#### 1. 2000年から2005年における議論状況

最も多くの97年法改正法案が提出され、否決または撤回されたのがこの時期である。第一読会の速記録や担当委員会および法務局の意見書をみると、宗教の多様性や個人および宗教団体の活動を重視する議論が交わされてきたことがわかる。2001年6月19日法案では布教活動のために個人が戸別訪問を行うことを禁止する条項が追加されたが<sup>9)</sup>、これは「市民の良心の自由を厳しく制限しロシアのあらゆる宗教団体にとって困難な状況を生じさせる」として否決された<sup>10)</sup>。2001年7月16日法案では学校施設における宗教の宣伝および戸別訪問による宗教の宣伝を禁止する条項が追加され<sup>11)</sup>、賛成派からは「宗教の宣伝を受けない自由を保障すべき」との意見が強調されたが、「憲法28条は国家や社会による迫害や差別を受けずして自由に信仰を公言する権利を保障しており、…宗教団体の一員として宗教文献を出版・頒布する自由も保障される。」などの反対意見が目立ち否決された<sup>12)</sup>。2002年4月11日法案では布教活動を規制する条項が追加されたが<sup>13)</sup>、「良心の自由が制限されるのは、それが社会の安全や公序良俗にとって脅威となり、家庭崩壊を強要させ、人および市民の権利および自由、道徳、健康に対する侵害となる場合に限られる」として否決された<sup>14)</sup>。この条項は少数派宗教団体による布教活動を制限する趣旨であったが、Popovはロシア正教会の代表者らと協議した上で反対意見を表明している。

過激主義活動対策法に関連した第三次改正(2002年7月25日)をめぐる議論においても<sup>15)</sup>、「非科学的な概念である「過激主義」の語が宗教領域において誤って適用される可能性」が危惧された<sup>16)</sup>。この懸念については、制定後数年間においては同法の射程を運用レベルでテロ組織およびナチズムに限定することで対処された<sup>17)</sup>。

#### 2. 2006年から2009年における議論状況

2004年のロシア航空機爆破事件、モスクワ地下鉄爆破事件、バスラン学校占拠事件以降、国内ではイスラーム系過激主義に対する危機感が高まり、宗教法制にも影響を及ぼした。この時期に、宗教団体の活動を規制するための断片的な議論は、市民の宗教的感情の保護および世俗国家原則を軸としこれらに反するものを制限する方向に収斂していった。2006年2月17日法案では、市民の宗教的感情を侮辱することを禁止するための条項が追加された<sup>18)</sup>。法案は、宗教的感情を侮辱しうる表現を一切禁止することを盛り込んでいた。これはロシア正教会に対する宗教的感情の保護を念頭に置いていたが、担当委員会は「こうした禁止事項は思想と言論の自由を保障するロシア連邦憲法に反する。例えば、アルコール飲料や食肉を販売する看板や店のウィンドウは、ムスリム、ヒンドゥー教徒、ユダヤ教徒らの宗教的感情を害するものとみなされ得る。」との意見書を提出し、提案者は法案を撤回した。2006年11月15日法案では、公の宗教教育プログラムから宗教的儀式を取り除く趣旨の条項が追加された<sup>19)</sup>。法務局は、「保護者の要請と子どもの同意があれば、公の教育機関は本来の教育プログラムの枠外で宗教教育を行うことができる。」との意見書を提出し、提案者は法案を撤回した。

このように、立法レベルでいえば、宗教的多様性や宗教教育に関する個人の選択権を重視した議論が優勢である。一方、社会においては先述のように海外の宣教師を追放する事例が急増しており、97年法

の土台である憲法原則と実務の間に生じる矛盾が目立つ時期となった。

### 3. 2010年から2017年における議論状況

2010年代以降の状況は、宗教団体に対する内部統制や監督を強化することで規制の方向に舵を切ったものといえる。

第十次改正(2011年7月1日)から第十三次改正(2013年7月2日)はいずれも宗教法人の国家登録に関するものであった。第十四次改正(2014年10月22日)は、宗教的儀式および式典を開催することができる場所を、宗教法人が所有する土地区画に限定した。これにより、宗教集団が宗教的儀式および式典を実施することは困難となった。第十六次改正(2015年4月6日)は、「設立者、その他の法人または自然人の宗教法人の活動への参加に関する問題については、宗教法人規則および(または)内部規程によりこれを決定する。」(8条1項)という規定を追加した。これは国家登録機関に登録された法人規則および内部規程に規定される以外のことは許されないということ意味し、宗教法人の自治を狭め宗教法人に対する監督を容易にした。この改正案をめぐって、宗教団体の特殊性や自治について言及されることはなかった<sup>20)</sup>。第十八次改正(2015年7月13日)により15年ルールは正式に廃止されたが、「中央宗教法人の加入団体とならない地方宗教法人は、設立時の国家登録の日より10年間、5条3項および4項、13条5項、16条3項、18条、20条2項上の権利を有さず、中央宗教法人を設立することはできない。」(27条3項)との規定が追加された。別言すれば、地方宗教法人は同一宗派の加入団体となることが推奨され、これは単立宗派を警戒し監督・管理上の利便性を重視したものとみることができる。第十九次改正(2015年11月28日)では、宗教団体に対する緊急監査や調査範囲などに関する規定が追加された。第二十一次改正(2016年7月6日)では、布教活動に関する定義およびその実施手続が追加されたが、これは2000年代初頭に退けられていた議論が結実したという点で大きな意味を持つ。刮目すべきは、布教活動の実施手続に関する規定(24条の2)である。個人は布教活動を行う際に宗教団体の国家登録証と布教する権限を付与されたことを示す文書を携帯せねばならない(同1項、2項)。これは、設立時に国家登録が本来不要な宗教集団の登録を前提とする制度であり、事実上、宗教集団の信徒が公に布教活動を行う道は閉ざされた。一方、この法改正はインターネット規制に関する大規模な法改正を隠れ蓑として実現されており、国家会議において十分な議論がなされたとは言えない。

### 4. 2018年から現在における議論状況

第二十二次改正(2018年2月5日)以降は、軽微な改正や2020年憲法改正にあわせた文言修正がメインである。しかし、少数派宗教団体の活動が著しく制限される中で慈善および文化啓蒙活動に関する権利(第二十二次改正)や関連団体設立にかかる寄付を募る排他的権利(第三十四次改正)が追加された点には、ロシア正教会の活動を積極的に拡充しようとするねらいが表れている。

2024年3月31日現在、第二読会における審理準備中の2023年5月30日法案は注目に値する<sup>21)</sup>。これは、国家または自治体が所有する教会財産の私人への譲渡および売却を禁止するものであるが、提案説明書は、「ロシア連邦憲法により宣言された…「善と正義への信仰」および「理想と神への信仰を私たちに伝えた祖先の記憶」を念頭におくと、教会財産に関する法的空白が存在することは許されない。」としており、「宗教的意義を有する財産の不適切な使用が信者の宗教的感情に対する侮辱となりうることを事前に防止する」ことが意図されている。なお、この法案をめぐる速記録は本稿執筆時点で未公開である。



#### IV. 若干の検討

法改正に係る議論の方向性は、上記(1)(2)いずれも良心の自由および信教の自由を重視する立場から、個人や宗教団体の宗教活動を制限する法案に対して否定的な意見が優勢である。しかし、(2)の時期において、実務レベルでは少数派宗教団体に対する圧力が急増している。この時点において、ロシア正教会を最優先する趣旨の法案は見られない。

(3)の時期では、宗教団体の国家登録手続や監督が強化され、少数派宗教団体の活動範囲は縮減した。第二十一次改正は、その代表格である。布教活動条項の追加自体は、2002年4月11日法案以降論じられつつも議論の中で否決され続けてきたものであり、それが結実した点は97年法体制が変容したことの証左といえる。

法改正の手続にも付言しておく。(1)の時期には97年法改正を主たる論点とする法案が多く提出され、第一読会において含蓄のある議論がなされた。しかし(2)(3)の時期に実現した法改正は、法案がパッケージの一部として議論されたものにすぎず、包括的な議論に終始している。宗教法人の国家登録や活動の監督に関する法改正が可能となった背景には、法案提出に関する技術的な影響がある。その意味で、これらの法改正は、(1)の時期に蒔かれた種が芽吹いたものと理解することができる。なお、検討が不十分な論点を蒸し返し再度修正するような議論は今の所見られない。

(4)の時期では、大規模な法改正はない。細かな法文を調整しつつ、国家登録を宗教団体が公に活動するための事実上の条件とすることにより、宗教団体の活動に対する監督および管理体制を強化する路線を進んでいる。監督機関の裁量の下で、ロシア正教会は自由を謳歌し、多くの少数派宗教団体は辛酸を嘗めている。

最後に、教会財産をめぐる動きについても付言しておく。以前、拙稿において、歴史的正義の回復と世俗国家原則との板挟みとなっている教会財産をめぐる動きが、ロシアにおける政教関係を占う試金石となると論じた<sup>22)</sup>。2023年5月30日法案は、教会財産の移転をこれまで以上に制限する点で、従前の実務に沿う世俗国家原則を維持する性質を帯びたものに思えるが、いわゆる「神への信仰」を国家主導で支えていこうとする意図を無視することはできない。一見矛盾する両者は、ロシアにおける世俗国家原則そのものが変質していることにより説明が可能であるが、これについての記述は他日を期したい。

97年法改正の「転換期」をめぐる議論は、以下のようにまとめることができる。97年法の制定自体はロシアの宗教法体制を転換させたものとは言い難く、それは、宗教団体の活動を制限する多くの法案が憲法原則を中心とする議論により退けられてきたことにより裏付けられる。一方、2004年に相次いだテロ事件を契機として、「宗教的過激主義」に対する不安がロシア社会全体を支配し、宗教団体を管理しその活動を制限する必要性とこれまでの信教の自由をめぐる議論とをいかに調整するかが課題となった。しかし、信教の自由に関する直接の議論は回避され、法改正パッケージの中でどさくさ紛れの改正が繰り返されてきた。「宗教法体制の転換期」という意味で言えば、こうした法改正が相次いだ2010年から2017年ごろが適当であろう。ただし、その起爆剤は2000年代初頭より存在し続けてきたことには留意する必要がある。2020年の憲法改正と世俗国家原則変容の影響を受け、さらにどのように97年法が変質していくかについては、今後の議論が待たれる。

#### V. むすびにかえて

本稿では、97年法改正に関する議論や法改正の内容を素材として、現代ロシアにおける宗教法制の「転換期」を探った。冒頭で、WallanceおよびMarshの見解に触れたが、この期間における「新たな政治的、



社会的、宗教的秩序を構築しようとするロシアの努力」はどう評価されうるだろうか。

「未完の法律」であった97年法改正に関する法案は、宗教団体の活動を抑制する方向性を帯びた。しかし、相次いで発議された法案は、良心の自由および信教の自由の壁を越えることができず、立法の領域においては「自由」が守られた。変化したのは法律ではなく社会であった。少数派宗教団体に対する風当たりが強くなる中で、高い壁を迂回する形で、すなわち宗教法人の設立や監督に関わる制度を変更しつつ、法案を法改正パッケージの陰に忍び込ませることによって、97年法は変容を重ねてきた。現在、ロシアにおける良心の自由および信教の自由は、少数派宗教団体の活動を十分に保障することすらできない骨抜きの状態となっている。現代ロシアに発現した「新たな宗教的秩序」とは、ロシア正教会を社会の中心に据える一方で名もなき宗教団体は社会から排斥されるという、憲法および97年法が規定する宗教団体の平等とは程遠いものである。

わが国において、こうした状況は対岸の火事ではない。2022年7月の安倍首相銃殺事件をきっかけとし、信教の自由や政教関係に関する議論が熱を帯びた。その中で、いわゆる宗教二世問題や霊感商法問題など、多くの各論的領域に光が当てられるようになった。宗教二世の問題について言えば、2022年末に厚生労働省子ども家庭局(当時)が「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」を發布し、すでに親の宗教教育権の領域にメスが入れている。この問題については別の機会で論ずることとするが、ロシアにおける宗教法制の状況を反面教師としつつ信教の自由の価値や重要性に光を当て続けることには一定の意義が認められよう。

## 付 記

本研究はJSPS 科研費22K20104の助成を受けたものです。

## 注

- 1) 拙稿「ロシア・宗教法人法の現在地」『宗教法』第41号, 2022年11月, 142-147頁。
- 2) 森下敏男「現代ロシアにおける信教の自由」『神戸法学雑誌』第48巻第4号, 1999年3月, 863頁。
- 3) Одинцов М. И. Вероисповедные реформы в Советском Союзе и в России 1985-1997 гг. М.: Рос. Объедин. Иssl. Религии. 2010. С. 183.
- 4) Wallace L. Daniel, Christopher Marsh, "Russia's 1997 Law on Freedom of Conscience in Context and Retrospect", *Journal of Church and State*, vol. 49, 2007, p. 11.
- 5) 国家会議HPの法令検索システムにおいて筆者が集計した。なお、後述する提案説明書, 意見書, 速記録については法案登録ページより参照可能である。<https://sozd.duma.gov.ru> (最終アクセス日, 2024年3月31日)
- 6) 無投票が多数で否決される場合がほとんどである。
- 7) Роман Лункин. Идеология Законодательства в Сфере Свободы Совесть: от Религиозного Бума 1990-х до Православного Лоббизма/Религия и Право в Современной России. М.: Юриспруденция. 2017. СС. 74-75.
- 8) Там же.
- 9) 法案第103705-3号。
- 10) 2003年4月10日第233号会議速記録。
- 11) 法案第115531-3号。
- 12) 2004年6月30日第38号会議速記録。
- 13) 法案第325475-3号, 第197687-3号。
- 14) 2004年10月1日第50号会議速記録。
- 15) 法案第203317-3号。
- 16) 2002年6月6日第173号会議速記録。
- 17) 拙稿・前掲注1, 152-156頁。
- 18) 法案第270627-4号。

- 19) 法案第 362142-4 号。
- 20) 法案第 663960-6 号。
- 21) 法案第 369263-8 号。
- 22) 拙稿「現代ロシアにおける教会財産移転法の意義(1)(2・完)」『名古屋大学法政論集』286号・288号, 2020年7月・12月を参照。